



携帯電話事件

特許権侵害に基づく損害賠償請求控訴事件

[令和3年1月25日判決\(知財高裁\) 令和2年\(ネ\)第10003号](#)

キーワード：特許請求の範囲に記載された用語の解釈／明細書の参酌

担当 弁理士 高山 昇一

1. 事案の概要

原告は、被告の製造・販売したスマートフォンが本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る発明の技術的範囲に属するとして、民法709条に基づき、損害額の一部である1億円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。原審は、本件特許に対する無効の抗弁を認めて請求棄却したため（侵害論は判断していない）、原告が控訴したものである。

2. 結論

控訴棄却

3. 本件特許

発明の名称：携帯電話，Rバッジ，受信装置

登録番号：第4789092号

出願日：平成20年5月7日（原出願日 平成14年4月17日）

登録日：平成23年7月29日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

【請求項1】

- A RFIDインターフェースを有する携帯電話であって、
- B 当該携帯電話のスイッチを押すことで生成されるトリガ信号又はリーダライタから送信されるトリガ信号を、当該携帯電話の所有者が第三者による閲覧や使用を制限し、保護することを希望する被保護情報に対するアクセス要求として受け付ける受付手段と、
- C 前記トリガ信号に応答して、Rバッジに対して要求信号を送信する送信手段と、
- D 前記Rバッジより識別情報を受け取って、該受け取った識別情報と当該携帯電話に予め記録してある識別情報との比較を行う比較手段と、
- E 前記比較手段による比較結果に応じて前記受付手段で受け付けた前記アクセス要求を許可または禁止するアクセス制御手段とを備え、
- F 前記アクセス制御手段は、当該比較手段で前記アクセス要求を許可するという比較結果が得られた場合は、前記アクセス要求が許可されてから所定時間が経過するまでは前記被保護情報へのアクセスを許可する

G ことを特徴とする携帯電話。

5. 争点

被告製品の「画面ロック解除制御手段」が本件訂正発明の構成要件E及びFにおける「アクセス制御手段」を充足するか否か。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

被告製品の「画面ロック解除制御手段」が、本件訂正発明の「アクセス制御手段」に係る構成要件を充足するというためには、①被告製品の「画面ロックを解除し、または画面ロックを継続する手段」が、本件訂正発明の「携帯電話の所有者が第三者による閲覧や使用を制限し、保護することを希望する被保護情報（以下、単に「被保護情報」という。）に対するアクセス要求を許可または禁止する手段」に当たるとともに、②被告製品において「画面ロックを解除するという比較結果が得られた場合（登録済ICカードであると判定された場合）は、画面ロックが解除された後、無操作状態が一定期間継続しない限り、画面を介して操作することができる」ことが、本件訂正発明の「アクセス要求を許可するという比較結果が得られた場合は、前記アクセス要求が許可されてから所定時間が経過するまでは前記被保護情報へのアクセスを許可する」ことに当たるとを要するといえる。

ア 上記①の点につき

(ア) 証拠（甲4など）によれば、被告製品の「画面ロック機能」とは、スマートフォンの画面をロックすることによって画面を介した操作が行えないようにするためのものであり、画面ロックの解除とは、スマートフォンの操作（画面を介した操作）が可能な状態にするためのものであって、これらは被保護情報へのアクセスを許可するとか禁止するといったことそのものを意味するわけではないし、それと同視すべき事柄であるということもできない。

（中略）

(イ) また、証拠（乙2）によれば、被告製品は、「画面ロック」状態においても、画面を介した操作によらないアクセス要求（例えば、自動改札機の通過のために乗車券の情報にアクセスすること、電話着信があったときに発信者の名前を画面に表示するために電話帳の情報にアクセスすること等）に対しては、アクセスを禁止していないことが認められ、この場合には、画面ロックの解除を経ないで被保護情報へのアクセスが可能になることとなる。

（中略）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に検討したところによれば、被告製品の「画面ロックを解除し、または画面ロックを継続する手段」が、本件訂正発明の「被保護情報に対するアクセス要求を許可または禁止する手段」に当たるといえることはできない。

イ 上記②の点につき

本件訂正発明の「アクセス制御手段」の「前記アクセス要求が許可されてから所定時間が経過するまでは前記被保護情報へのアクセスを許可する」構成は、その記載のみからは、所定期間が経過した後の状態が明らかでない。しかしながら、本件明細書の【0009】

に、本件訂正発明の目的は、「個人情報や金銭的価値のある情報を統合して管理する場合に当該情報の第三者による不正使用を確実に防止するための情報保護システムを提供することにある。」と記載されていることや、【0039】に、「タイマを設けて一定のタイムラグを許容することで、ICアセンブリ130とICアセンブリ140とを実際に使用するときの距離が比較的長い場合であっても、通信可能距離の短い通信方式を採用することが可能になる。」と記載されていることからすると、上記の構成の意義は、所定時間に限ってアクセスを許容する構成を付加することで、第三者による被保護情報の不正使用を確実に防止しつつ、Rバッジと携帯電話とが離間していても、自動改札機等による被保護情報に対するアクセス要求を適切に処理できるようにしたことにありと解される。そうすると、所定時間経過後には、被保護情報の保護のために、再度アクセスを禁止することが必須とされているというべきであり、「前記アクセス要求が許可され」たときを起点とし、それから所定の時間が経過した後は、たとえ被保護情報へのアクセスが継続している最中であっても、被保護情報へのアクセスは禁止されることになるものと解される。

これに対し、被告製品の構成は、前述のとおり、「画面ロックを解除するという比較結果が得られた場合は、画面ロックが解除された後、無操作状態が一定期間継続しない限り、画面を介して操作をすることができる」というものである。その一定期間の起点は、画面ロックが解除された後、何の操作もしないという例外的な場合には、画面ロックが解除されたときとなるが、何らかの操作がされる多くの場合には、その操作が終了したときとなるのであって、常にアクセス許可がされたときが一定期間の起点となる本件訂正発明とは異なる。

(中略)

そして、両者にこのような違いが生じているのは、本件訂正発明においては、アクセス許可が被保護情報へのアクセスという意味を有するため、被保護情報の保護という観点から時間制限が設けられているのに対し、被告製品の画面ロック解除は、単に、画面を介した操作を可能にするという意味しか持たないため、被保護情報の保護という観点から時間制限をする必要はなく、無駄な電力消費を防ぐという観点から時間制限が設けられているのにすぎないからであり、両者の時間制限が持つ技術的意義が全く異なるからであると解される（このように本件訂正発明におけるアクセス許可と被告製品における画面ロック解除が持つ技術的意義に違いがあることは、被告製品が①の構成要件をも充足しないことをも裏付けるものであるといえる。）。

ウ 上記ア及びイに検討したところによれば、被告製品の「画面ロック解除制御手段」が、本件訂正発明の「アクセス制御手段」に該当するとはいえない。」

以上